

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月14日

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加藤 容啓

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役企画本部長 鈴木 岳伯

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 河野 邦明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,911,300,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所
ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所
としております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2024年5月14日(火)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 当行は、普通株式とは異なる種類の株式(A種優先株式)の発行を可能とする旨を定款で定めております。なお、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式については、当行が剰余金の配当及び中間配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。また、当行が残余財産を分配するときは、A種優先株主に対して、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされております。

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しておりません。ただし、A種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を有します。

また、A種優先株式については、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間において、A種優先株主が普通株式の交付と引換えに当該A種優先株式の取得を請求することができる請求権が付されるとともに、一定の事由が生じた場合には、金銭の交付と引換えに、当該A種優先株式の全部又は一部を取得する取得条項、及び、一定の期日が到来した場合には、普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する取得条項が付されております。

なお、本募集は普通株式を対象とし、A種優先株式の発行はございません。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,900,000株	1,911,300,000	955,650,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,900,000株	1,911,300,000	955,650,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、955,650,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
277	138.5	100株	2024年9月2日(月)～ 2024年9月30日(月)	-	2024年9月2日(月)～ 2024年9月30日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当行と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期間の末日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行われ
ないこととなります。
5. 本第三者割当増資は、本有価証券届出書の効力が発生していること、本第三者割当増資の実行に際して必要
となる関係当局の許認可等が得られること等がすべて満たされていることを条件としておりますが、当該関
係当局の許認可が得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期
日として記載しております。割当予定先は、上記の許認可等の条件が満たされた後に、払込みを実施する予
定とのことです。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福島銀行 本店	福島県福島市万世町2番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福島銀行 本店	福島県福島市万世町2番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,911,300,000	29,000,000	1,882,300,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に、株式会社SBI証券(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代
表者：高村正人)に対するフィナンシャルアドバイザー費用、登録免許税、弁護士費用、有価証券届出書
等の書類作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する差引手取り概算額1,882,300,000円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
地元企業への貸出金の追加供給	1,882	2024年10月以降随時

- (注) 1. 調達した資金につきましては、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 支払予定時期の「随時」につきましては、2024年度末までを目途としております。

資金調達の目的及び理由

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客さまに金融商品・サービスを提供しております。

2024年3月期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、社会経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢が緊迫化する中、円安基調の長期化等の影響から、原材料価格及びエネルギー価格は高止まり状態が継続しており、先行きは不透明な状況が続いております。当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、原材料価格高騰の影響によって生産活動一部に弱めの動きがみられるものの、個人消費においては外食や宿泊需要の回復により、緩やかな持ち直しが続いております。一方で企業の倒産については、大型のものは見受けられないものの、小規模の倒産件数は増加傾向にあります。

当行の2024年3月期の業績は、増収減益となりました。経常収益は、役員取引等収益の増加により前期比12百万円増加し、13,303百万円となりました。経常費用は、その他経常費用の減少により前期比33百万円減少し、12,112百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比45百万円増加し、1,190百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額の増加により前期比2百万円減少し、866百万円となりました。なお、当行は2024年5月8日に業績予想の修正に関するお知らせを公表しております。2024年3月期末の総預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金等の増加により前期末比34,001百万円増加し、798,104百万円となりました。貸出金は、事業性貸出の減少により前期末比2,209百万円減少し、580,105百万円となりました。有価証券は、社債及び国債の減少により前期末比2,356百万円減少し、155,236百万円となりました。自己資本比率は、収益の積み上げにより7.89%へ上昇いたしました。

こうした経済状況の中、当行は、2021年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画「ふくぎん福島創生プロジェクト」(2021年4月1日～2024年3月31日)に取り組んでまいりました。具体的には、「ふくぎん福島創生プロジェクト」として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への資金繰り支援及び本業支援、個人のお客さまの債務を取りまとめ及び生活再建を支援する個人取りまとめ融資、事業者及び当行の業務改革・業務効率化に資するDX化の推進、並びに本業支援に強い社員の育成を図る人材育成などの主要施策に取り組んでまいりました。かかる取り組みの結果、地域の事業者に対する中小企業等貸出残高(住宅ローン含む)は、2024年3月31日時点で4,634億円と2021年3月31日時点の中小企業等貸出残高(住宅ローン含む)に比して、約196億円増加いたしました。また、個人の生活再建を支援する個人取りまとめ融資は、約11億円増加の43億円、事業者の課題解決につながる販路拡大や人材紹介など本業を支援する「ふくぎんBMS(ふくぎんビジネスマッチングシステム)」成約数は、1,846件、経営改善計画を共に作成する計画書策定数は109件の実績となりました。加えて、中期経営計画の数値目標として、本業収益10億円、OHR4%改善、事業性融資先6,000先(うちメイン先数1,250先)を掲げておりましたが、中期経営計画最終年度(2024年3月期)において本業収益16.2億円、OHR7.88%改善、事業性融資先6,071先(うちメイン先数1,281先)となり、掲げたすべての数値目標を達成いたしました。地域金融機関として一定の役割を果たしたものと評価しております。

また、当行は、2024年度からの5年間を計画期間とする新中期経営計画「SHIN ふくぎん中期経営計画」(2024年4月1日～2029年3月31日)を策定し、取り組みを開始しました。基本方針は、『「デジタル」のチカラで「リアル」の力を最大化』としております。具体的には、2024年の稼働を目指す次世代バンキングシステムを最大限に活用し、徹底的に業務をDX化(デジタル)することで事務量を半減し、地域金融機関の使命である対面(リアル)での「事業者支援」と「資産形成支援」に人的資源を集中すること、また、エリア営業体制や人材育成に注力し、対面営業の質的・量的向上及びコンサルティング営業を強化することに取り組んでまいります。その上で、「事業者支援」や「資産形成支援」を通じて地元経済を支え、ひいては当行の収益力を高めることで、企業価値の向上を図ります。DXの一環として、次世代バンキングシステムの導入により、窓口での手続きの簡素化やWebで完結する取引の拡大、アプリの充実などお客さま利便性の大幅な向上、及び事務の大幅な削減を目指します。これにより、お客さまに接する渉外社員の増員が可能となり、お客さまごとに異なる課題に対し、対面によるコンサルティングの充実が図られます。また、計画を達成するため、4つの主要施策(「事業者支援」、「資産形成支援」、「デジタルトランスフォーメーション」、「人材開発」)を実行することで、地元福島の発展に貢献できる真のリージョナルバンクを目指します。中期経営計画最終年度(2029年3月期)数値目標は、自己資本比率8%以上、本業収益20億円以上(当期利益13億円以上)を掲げています。また、事業者支援先数7,000先、資産形成支援先数40,000先を目指し、金融仲介機能を発揮してまいります。

当行の2024年3月末現在の単体自己資本比率につきましては、7.52%(連結自己資本比率は、7.89%)と国内基準(4%以上)を上回る水準を維持しています。2024年度の業績は、当期利益が15億円程度の赤字の見通しです。これは、次世代バンキングシステムの更改など前向きな投資に伴い、一過性の費用約20億円を計上することが主な要因です。これにより自己資本比率は、7.1%程度へ低下する見通しです。

新中期経営計画では事業者支援を主要施策の一つに掲げ、地元企業を中心に積極的に貸出金を増強していく方針であります。仮に貸出金を500億円程度増加させることにより、リスク・アセット等の合計額が280億円増加した場合、現在の自己資本比率を保つためには、20億円程度の増資が必要となります。地域金融機関である当行としては、財務の健全性の維持・向上を図りつつも、地元企業への貸出金の供給を継続的、かつ積極的に行い、福島の復興、地域創生を進めるために、自己資本の増強が必要であり、本第三者割当増資により調達する約20億円をこれに充当することを予定しております。

本第三者割当増資を選択した理由

当行は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いましたが、以下の理由から、本第三者割当増資は、当行が既に割当予定先を確保していることからすれば、当行において必要とする資金を即時かつ確実に調達することが可能であること、及び次に述べるとおり、他の資金調達方法と比較しても、本第三者割当増資の方法によることが相当であると判断いたしました。

他の資金調達方法については、公募増資においては、即時に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があると考えられます。また、公募増資の場合には証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、実施の可否もその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右されるところ、一旦実施のタイミングを逃すと、決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、数か月程度後ろ倒しになることも多いことから、柔軟性が低く、資金調達の機動性に欠ける面があるといえます。次に、株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となると考えられます。また、新株予約権付社債(転換社債)は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もありますが、発行後に転換が進まない場合には、当行の負債額を全体として増加させることとなり、当行の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があると考えられます。また、転換されずに償還される場合、当該償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場所、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明です。さらに、行使価額修正条項付新株予約権は、新株予約権者による権利行使があった時点において行使価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされるものであり、即時に資金調達を行うことが困難です。また、行使価額修正条項が付されることに伴い、今後当行の株価が下落した場合、現時点で想定していた額の資金を調達できない可能性が高いと考えられます。加えて、新株予約権無償割当(ライツ・オファリング)には、当行が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当行が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるところ、コミットメント型ライツ・オファリングについては引受手数料等のコストが増大することが予想され、時価総額や株式の流動性による調達額の限界もあります。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となると考えられます。最後に、普通社債・銀行借入については、当行の負債を増加させることになるため、自己資本比率を維持・向上しつつ資金調達を行うという目的が達成できないと考えられます。

以上から、今回の資金調達の手法として、他の資金調達方法との比較においても最適な選択肢であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資は、既存株主の皆様にとって、後記「3. 発行条件に関する事項」の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠」に記載のとおり、24.64%の普通株式の希薄化が生じるというデメリットがある一方で、自己資本比率を維持しつつ、地元企業への貸出金の供給を継続的、かつ積極的に行い、福島の復興、地域創生を進めることが可能となるメリットがあります。また、当行は、2019年11月11日に割当予定先の親会社であるSBIホールディングス株式会社(以下「SBIホールディングス」といいます。)と資本業務提携契約を締結し、グループを通じて様々な連携を実施しており、SBIグループとの資本関係を更に強固にすることで、当行がファースト利用行となることを目指し、共同開発している次世代バンキングシステムを活用したビジネスモデルの転換など更なる連携の強化を図ることが可能であり、当行の企業価値向上に資するものと考えております。

調達する資金の具体的な用途

本第三者割当増資により調達する手取概算額1,882百万円については、新型コロナウイルス感染症や原材料価格及びエネルギー価格の高止まり等による影響を受けた事業者への支援や福島県民の住宅取得を後押しする資産形成支援を目的とした貸出金等の運転資金に全額充当し、金融仲介機能の更なる発揮による地元中小企業をはじめとする地域のお客さまへの円滑な資金供給の強化と各種サービスの向上のために、積極的に随時活用してまいります。

資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当することにより、貸出先企業のみならず福島の復興・地域創生を進める地域企業の新たな借入需要にもつながると想定されるほか、当行の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的には、当行の既存株主の利益向上に繋がるものであると考えており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

それに加えて、本第三者割当増資によって、当行の自己資本を増強することが可能となり、自己資本比率の安定的な維持・向上を果たすことができると考えられます。上記「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当し、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を一層果たすことも可能になり、ひいては営業基盤である福島の地域創生に資するものと考えられます。

このように、本第三者割当増資によって、中期経営計画の遂行による中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を実施できるだけでなく、自己資本比率の増強や財務基盤の強化を図ることによって、上述したような地域金融機関としての責務を果たすことができるという面からも、資金使途についての合理性があると判断しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当行は、本第三者割当増資と同時に、2024年5月14日(火)開催の取締役会において、定款の一部変更及び準備金の額の減少について決議しております。

それぞれの概要は以下のとおりです。

1. 定款の一部変更

(1) 本定款変更の目的

当行を取り巻く市場環境等に依じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策及び財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、以下のとおり、新たな種類の株式としてのB種優先株式の発行を可能にするために諸規定の追加を行うものです。なお、B種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

新たな株式の種類としてB種優先株式を追加するため、現行定款第5条にB種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。

変更案第2章の3においてB種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 本定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第5条(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は9千万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は9千万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は9千万株とする。	第5条(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は112百万株とする。 2 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式112百万株、A種優先株式90百万株、B種優先株式10百万株とする。
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）
第7条(単元株式数) 当銀行の普通株式およびA種優先株式の単元株式数は、それぞれ、100株とする。	第7条(単元株式数) 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、それぞれ、100株とする。
第8条～第12条（条文省略）	第8条～第12条（現行どおり）
第2章の2 優先株式	第2章の2 A種優先株式
第12条の2～第12条の9（条文省略）	第12条の2～第12条の9（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 の 3 B 種 優 先 株 式</p> <p>第12条の10(B 種 優 先 配 当 金)</p> <p>当銀行は、第50条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種 優 先 株 式 を 有 する 株 主 (以 下 「 B 種 優 先 株 主 」 と い う 。) または B 種 優 先 株 式 の 登 録 株 式 質 権 者 (以 下 「 B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 」 と い う 。) 対 し、普 通 株 式 を 有 する 株 主 (以 下 「 普 通 株 主 」 と い う 。) お よ び 普 通 株 式 の 登 録 株 式 質 権 者 (以 下 「 普 通 登 録 株 式 質 権 者 」 と い う 。) に 先 立 ち、B 種 優 先 株 式 1 株 に つ き、B 種 優 先 株 式 1 株 当 た り の 払 込 金 額 相 当 額 (た だ し、B 種 優 先 株 式 に つ き、株 式 の 分 割、株 式 無 償 割 当 て、株 式 の 併 合 または これ に 類 する 事 由 が あ っ た 場 合 に は、適 切 に 調 整 さ れ る 。) に、B 種 優 先 株 式 の 発 行 に 先 立 っ て 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 定 め る 配 当 年 率 を 乗 じ て 算 出 し た 額 の 金 銭 (以 下 「 B 種 優 先 配 当 金 」 と い う 。) の 配 当 を す る。配 当 年 率 は 8 % を 上 限 と す る。た だ し、当 該 基 準 日 の 属 する 事 業 年 度 に お い て B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 第 12 条 の 3 に 定 め る B 種 優 先 中 間 配 当 金 を 支 払 っ た と き は、そ の 額 を 控 除 し た 額 と す る。</p> <p>2 ある事業年度において B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て す る 剰 余 金 の 配 当 の 額 が B 種 優 先 配 当 金 の 額 に 達 し な い と き は、そ の 不 足 額 は 翌 事 業 年 度 以 降 に 累 積 し な い。</p> <p>3 B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て は、B 種 優 先 配 当 金 の 額 を 超 え て 剰 余 金 の 配 当 は 行 わ な い。た だ し、当 銀 行 が 行 う 吸 収 分 割 手 続 の 中 で 行 わ れ る 会 社 法 第 758 条 第 8 号 口 も し く は 同 法 第 760 条 第 7 号 口 に 規 定 さ れ る 剰 余 金 の 配 当 または 当 銀 行 が 行 う 新 設 分 割 手 続 の 中 で 行 わ れ る 同 法 第 763 条 第 12 号 口 も し く は 同 法 第 765 条 第 1 項 第 8 号 口 に 規 定 さ れ る 剰 余 金 の 配 当 に つ い て は こ の 限 り で は な い。</p> <p>第12条の11(B 種 優 先 中 間 配 当 金)</p> <p>当銀行は、第51条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、普 通 株 主 お よ び 普 通 登 録 株 式 質 権 者 に 先 立 ち、B 種 優 先 株 式 1 株 に つ き、B 種 優 先 配 当 金 の 額 の 2 分 の 1 を 上 限 と す る 金 銭 (以 下 「 B 種 優 先 中 間 配 当 金 」 と い う 。) を 支 払 う。</p> <p>第12条の12(B 種 優 先 株 主 に 対 す る 残 余 財 産 の 分 配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、普 通 株 主 お よ び 普 通 登 録 株 式 質 権 者 に 先 立 ち、B 種 優 先 株 式 1 株 に つ き、B 種 優 先 株 式 1 株 当 た り の 払 込 金 額 相 当 額 を 踏 ま え て B 種 優 先 株 式 の 発 行 に 先 立 っ て 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 定 め る 額 の 金 銭 を 支 払 う。</p> <p>2 B 種 優 先 株 主 または B 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て は、前 項 の ほ か、残 余 財 産 の 分 配 は 行 わ な い。</p>

現 行 定 款	変 更 案
< 新設 >	<p>第12条の13(B種優先株主の議決権) <u>B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
< 新設 >	<p>第12条の14(金銭を対価とする取得条項) <u>当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。</u> <u>なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>2 <u>当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>
< 新設 >	<p>第12条の15(普通株式を対価とする取得条項) <u>当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないB種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>
< 新設 >	<p>第12条の16(株式の分割または併合および株式無償割当て) <u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>2 <u>当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
< 新設 >	<p>第12条の17(種類株主総会) <u>当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第13条～第52条（条文省略）</p>	<p>第12条の18(譲渡制限) <u>B種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</u></p> <p>第12条の19(優先順位) <u>A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p> <p>第13条～第52条（現行どおり）</p>

(3) 本定款変更の日程

取締役会決議日：2024年5月14日

定時株主総会決議日：2024年6月25日(予定)

定款の一部変更の効力発生日：2024年6月25日(予定)

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少

(1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するためであります。

(2) 減少すべき資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金 555,000,000円

利益準備金 492,000,000円

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

(4) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 2024年5月14日

定時株主総会決議日 2024年6月25日(予定)

債権者異議申述公告 2024年6月28日(予定)

債権者異議申述最終期日 2024年7月29日(予定)

効力発生日 2024年7月30日(予定)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	SBI地銀ホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森田 俊平	
	資本金	58,750,000,000円(2024年3月31日現在)	
	事業の内容	銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、その他当該業務に付帯する業務、及び銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務	
	主たる出資者及びその出資比率	SBIホールディングス株式会社 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	<p>当行は割当予定先であるSBI地銀ホールディングス株式会社(以下「SBI地銀ホールディングス」といいます。)の株式を保有しておりません。</p> <p>なお、当行は、割当予定先のグループ会社であるSBIレミット株式会社(所在地：東京都文京区大塚二丁目9番3号、代表者：木村美礼)へ500千円(16株、出資比率0.03%)、SBIインベストメント株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：北尾吉孝)が設立・運営するSBI AI & Blockchain投資事業有限責任組合へ100百万円(1口、出資比率0.16%)、SBI地域事業承継投資株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：今井章)が設立・運営するSBI地域事業承継投資1号投資事業有限責任組合へ100百万円(1口、出資比率1.95%)、SBI地域事業承継投資2号投資事業有限責任組合へ20百万円(1口、出資比率0.32%)を出資しております。</p> <p>また、SBI地方創生バンキングシステム株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：森田俊平)が設立・運営する地方創生バンキングシステム1号匿名組合へ3,000百万円(30口、出資比率13.63%)を出資しております。</p>
		割当予定先が保有している当行の株式の数	<p>割当予定先は、当行普通株式を5,000,000株(持株比率：17.86%)保有しております。</p> <p>また、割当予定先のグループ会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：梅本賢一)を委託会社とするSBI地域銀行価値創造ファンドは、当行の株式373,200株(持株比率：1.33%)を保有しております。</p>

人事関係	<p>割当予定先のグループ会社であるSBIネオファイナンスサービス株式会社の取締役会長である篠原秀典氏は、当行の取締役であります。</p>
資金関係	<p>当行は、SBIホールディングスとの間に融資取引はありません。</p> <p>また、当行はいずれも割当予定先のグループ会社である株式会社SBI新生銀行(所在地：東京都中央日本橋室町二丁目4番3号、代表者：川島克哉)、SBIエステートファイナンス株式会社(所在地：東京都新宿区西新宿二丁目6番1号、代表者：高橋和彦)、SBI FinTech Solutions株式会社(所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号、代表者：金子雄一)、SBIリーシングサービス株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：佐藤公平)、昭和リース株式会社(住所：東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号、代表者：平野昇一)、株式会社THEグローバル社(住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号、代表者：岡田圭司)との間に融資取引があります。</p>
技術関係	<p>当行は、割当予定先のグループ会社である株式会社SBI証券(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：高村正人)との間で金融商品仲介業務に関する提携を、SBIマネープラザ株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：太田智彦)との間で共同店舗の運営業務に関する提携を、SBI生命保険株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：小野尚)との間で、団体信用生命保険業務に関する提携を、SBIホールディングスグループの持分法適用関連会社である株式会社まちのわ(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：入野真弓)との間で地方創生及び地域活性化の取組みに関する業務提携を、SBI損害保険株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：五十嵐正明)との間で損害保険代理店委託契約を、SBIアルヒ株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：勝屋敏彦)との間で住宅ローン商品に関する業務提携を、SBIベネフィット・システムズ株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：松井真治)との間で確定拠出年金に関する協業を、SBIレミット株式会社(所在地：東京都文京区大塚二丁目9番3号、代表者：木村美礼)との間で国際送金サービスの業務提携をしております。</p> <p>また、当行は、割当予定先のグループ会社である住信SBIネット銀行株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：円山法昭)との間で銀行代理業務に関する提携をしています。</p>
取引関係	<p>当行は、割当予定先のグループ会社であるSBIネオファイナンスサービス株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：吉木直道)との間にバンキングアプリに関する取引、SBIアセットマネジメント株式会社(所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表者：梅本賢一)との間に有価証券運用に関する取引等があります。</p>

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当行は、2019年11月11日に割当予定先の親会社であるSBIホールディングスと資本業務提携契約を締結し、グループを通じて様々な連携を実施しております。具体的には、SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の運営、SBIネオファイナンスサービス株式会社が提供するバンキングアプリの導入、SBI証券株式会社との金融商品仲介業に係るサービスや住信SBIネット銀行株式会社の住宅ローンなど銀行代理業の強化、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社による有価証券の運用などがあげられます。SBIグループは、当行の業務、及び財務内容に関する状況を十分に理解いただいております。また、当行がファースト利用行となる次世代バンキングシステムの開発に共に取り組んでおり、次世代バンキングシステムを活用したビジネスモデルの転換など更なる連携の強化を図ってまいります。

次世代バンキングシステムを最大限活用し、対面営業を強化することなど新中期経営計画を推進することで、地域の事業者等への資金繰り支援を進めていくために、本第三者割当増資によって、当行の自己資本比率の維持・向上を図るとともに、地元取引先への円滑な資金供給を行うという地域金融機関としての責務を一層果たしていくという当行の方針にご理解を頂いたことから、本第三者割当増資の割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

SBI地銀ホールディングス株式会社 当行普通株式 6,900,000株

e. 株券等の保有方針

当行は、割当予定先が、本第三者割当増資により取得する株式を中長期的に保有する方針である旨の報告を受けております。

加えて、当行は、割当予定先が払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当増資により取得する本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当行へ報告すること、当行が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を得る予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当行は、割当予定先が、割当予定先の親会社であるSBIホールディングスから、本第三者割当増資に係る払込金額の総額を払い込むために必要な資金の融資を受けることを確認しており、割当予定先から、かかる融資により調達する資金を含め、本第三者割当増資に係る払込金額の総額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。なお、当行は、SBIホールディングスが2024年2月14日に関東財務局長宛に提出している第26期第3四半期四半期報告書における要約四半期連結財政状態計算書を確認する方法により、割当予定先が属するSBIグループが、本第三者割当増資に係る払込金額の総額の払込みのために十分な資金を保有していることを確認しております。

以上より、当行は、割当予定先が払込日までに本第三者割当増資に係る割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当行は、割当予定先から、割当予定先及びその子会社並びにそれらの役員及び重要な使用人が、反社会的勢力に該当しないこと、また、割当予定先が反社会的勢力との関係性を有しないことに関する誓約を受けております。

また、当行は、割当予定先の親会社であるSBIホールディングスが、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2023年12月15日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」の「2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決する」旨を定めるとともに、SBIグループの役職員を対象とした研修の開催等、反社会的勢力との関係遮断の意識向上を図るとともに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルの配布等、その周知徹底を図っていることを確認しております。

上述を踏まえ、当行は、割当予定先及び同社役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断し、東京証券取引所に対し「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がない事を示す確認書(第三者割当)」を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本普通株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2024年5月13日)の東京証券取引所における当行の普通株式の終値である304円を参考とし、割当予定先と協議をした結果、当該金額に対して8.88%(小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント率の計算において以下同じ。)のディスカウントをした277円といたしました。

当行は、直近の市場株価は当行の業績動向、財務状況、株価動向等を最も反映した価格であると判断し、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2024年5月13日)の東京証券取引所における当行の普通株式の終値を基準に本普通株式の発行価格を決めることが妥当であると考えたうえで、当行の中期経営計画を遂行するにあたりSBIグループとの更なる連携が重要であり、それは、当行の中長期的な企業価値向上ひいては営業基盤である福島の地域創生に資することを踏まえれば、基準となる当行の普通株式の直前の市場株価に対して一定のディスカウントをしたとしてもなお、SBIグループとの連携を更に強化し、本第三者割当増資を実施することは合理的であると判断し、割当予定先と協議を重ね、最終的に、上記発行価格とすることを決定いたしました。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、本第三者割当増資に係る取締役会に参加した監査役全員は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、上記発行価格が特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。

なお、上記発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間(2024年4月14日から2024年5月13日まで)の終値の平均値である304円(円未満切捨)に対しては8.88%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2024年2月14日から2024年5月13日まで)の終値の平均値である289円(円未満切捨)に対しては4.15%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2023年11月14日から2024年5月13日まで)の終値の平均値である265円(円未満切捨)に対しては4.53%のプレミアムとなります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本普通株式の発行株式数6,900,000株(議決権数69,000個)につき、2024年3月31日現在の当行発行済株式総数28,000,000株(議決権個数279,081個)を分母とする希薄化率は24.64%(議決権ベースの希薄化率は24.72%)に相当します。

しかしながら、当行の中期経営計画を遂行するにあたりSBIグループとの更なる連携が重要であり、それは、当行の中長期的な企業価値向上ひいては営業基盤である福島の地域創生に資するものと考えておりますので、本第三者割当増資における株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
SBI地銀ホールディングス 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番 1号	5,000	17.92	11,900	34.19
技研ホールディングス株式会 社	東京都千代田区神田東松下町 17番地	1,399	5.01	1,399	4.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 12号	1,144	4.10	1,144	3.29
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	896	3.21	896	2.57
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1 号赤坂インターシティAIR	894	3.21	894	2.57
松井証券株式会社	東京都千代田麹町一丁目4番 地	740	2.65	740	2.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番 12号	686	2.46	686	1.97
田中偉嗣	東京都杉並区	641	2.30	641	1.84
株式会社アラジン	福島県郡山市島二丁目32番24 号	538	1.93	538	1.55
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13 番1号	341	1.22	341	0.98
計		12,281	44.01	19,181	55.11

(注) 1. 本第三者割当増資前の大株主の構成は、2024年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年3月31日現在の議決権の数(279,081個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(69,000個)を加えた数(348,081個)で除して算出した数値であります。

4. 募集後のSBIグループの持株比率は、SBI地銀ホールディングス(11,900,000株)及びSBI地域銀行価値創造ファンド(373,200株)の保有株数を合算した35.17%(議決権数の割合は35.26%)となります。

5. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 467千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 331千株

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第157期有価証券報告書及び第158期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年5月14日)までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年5月14日)においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しています。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第157期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しています。

(2023年6月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当行は、2023年6月20日開催の第157回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円 総額139,871,655円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、加藤容啓、佐藤明則、鈴木岳伯、佐藤俊彦、二瓶由美子、石井浩、篠原秀典を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、紺野明弘を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	196,506	780	0	(注) 1	可決 99.60
第2号議案 取締役7名選任の件					
加藤 容 啓	166,244	31,050	0	(注) 2	可決 84.26
佐藤 明 則	169,519	27,775	0		可決 85.92
鈴木 岳 伯	171,994	25,300	0		可決 87.17
佐藤 俊 彦	172,084	25,210	0		可決 87.22
二瓶 由美子	171,857	25,437	0		可決 87.10
石井 浩	193,481	3,813	0		可決 98.06
篠原 秀 典	163,489	33,805	0		可決 82.86
第3号議案 監査役1名選任の件					
紺野 明 弘	196,231	1,066	0	(注) 2	可決 99.45

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要について

第158期事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)の業績の概要

2024年5月14日開催の取締役会で承認され、2024年5月14日に公表した第158期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
現金預け金	76,258	79,108
商品有価証券	119	212
金銭の信託	1,007	1,006
有価証券	157,592	155,236
貸出金	582,314	580,105
リース債権及びリース投資資産	4,803	4,349
その他資産	13,099	3,843
有形固定資産	9,269	9,500
建物	3,304	3,133
土地	5,469	5,469
その他の有形固定資産	496	897
無形固定資産	244	302
ソフトウェア	134	196
その他の無形固定資産	110	106
退職給付に係る資産	-	72
繰延税金資産	329	-
支払承諾見返	414	334
貸倒引当金	5,575	5,119
資産の部合計	839,877	828,952

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
預金	763,603	790,430
譲渡性預金	500	7,674
借入金	47,634	2,130
その他負債	2,324	2,335
賞与引当金	179	175
退職給付に係る負債	187	64
睡眠預金払戻損失引当金	78	51
利息返還損失引当金	3	3
繰延税金負債	36	27
再評価に係る繰延税金負債	641	641
支払承諾	414	334
負債の部合計	815,602	803,866
純資産の部		
資本金	18,682	18,682
資本剰余金	1,802	1,802
利益剰余金	9,723	10,450
自己株式	20	20
株主資本合計	30,188	30,915
その他有価証券評価差額金	6,678	6,693
土地再評価差額金	717	717
退職給付に係る調整累計額	93	3
その他の包括利益累計額合計	6,054	5,972
非支配株主持分	141	143
純資産の部合計	24,275	25,086
負債及び純資産の部合計	839,877	828,952

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
経常収益	13,290	13,303
資金運用収益	7,725	7,542
貸出金利息	6,763	6,802
有価証券利息配当金	769	616
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	192	122
その他の受入利息	0	1
役務取引等収益	2,569	2,792
その他経常収益	2,996	2,968
償却債権取立益	68	71
その他の経常収益	2,927	2,896
経常費用	12,145	12,112
資金調達費用	98	100
預金利息	87	86
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	-	0
借入金利息	7	10
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	1,191	1,169
その他業務費用	1	50
営業経費	7,785	7,842
その他経常費用	3,069	2,948
貸倒引当金繰入額	335	345
その他の経常費用	2,733	2,603
経常利益	1,145	1,190
特別損失	0	5
固定資産処分損	0	5
税金等調整前当期純利益	1,144	1,184
法人税、住民税及び事業税	243	36
法人税等調整額	21	278
法人税等合計	264	315
当期純利益	879	869
非支配株主に帰属する当期純利益	10	3
親会社株主に帰属する当期純利益	868	866

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	879	869
その他の包括利益	3,817	81
その他有価証券評価差額金	3,773	15
退職給付に係る調整額	44	97
包括利益	2,938	951
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,948	948
非支配株主に係る包括利益	10	3

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	8,994	19	29,459
当期変動額					
剰余金の配当			139		139
親会社株主に帰属する当期純利益			868		868
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	728	0	728
当期末残高	18,682	1,802	9,723	20	30,188

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,905	717	48	2,236	131	27,354
当期変動額						
剰余金の配当					0	140
親会社株主に帰属する当期純利益						868
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,773	-	44	3,817	10	3,806
当期変動額合計	3,773	-	44	3,817	9	3,078
当期末残高	6,678	717	93	6,054	141	24,275

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	9,723	20	30,188
当期変動額					
剰余金の配当			139		139
親会社株主に帰属する当期純利益			866		866
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	726	0	726
当期末残高	18,682	1,802	10,450	20	30,915

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,678	717	93	6,054	141	24,275
当期変動額						
剰余金の配当					0	140
親会社株主に帰属する当期純利益						866
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15	-	97	81	3	85
当期変動額合計	15	-	97	81	2	810
当期末残高	6,693	717	3	5,972	143	25,086

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,144	1,184
減価償却費	614	538
貸倒引当金の増減()	335	345
賞与引当金の増減額(は減少)	6	4
退職給付に係る資産の増減額(は増加)		72
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	74	123
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	35	27
資金運用収益	7,725	7,542
資金調達費用	98	100
有価証券関係損益()	50	28
金銭の信託の運用損益(は運用益)		0
固定資産処分損益(は益)	0	3
貸出金の純増()減	12,571	1,410
預金の純増減()	11,175	26,826
譲渡性預金の純増減()		7,174
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	12,042	45,504
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	320	316
外国為替(資産)の純増()減	228	
外国為替(負債)の純増減()	27	
資金運用による収入	7,754	7,572
資金調達による支出	104	107
その他	1,805	9,825
小計	7,164	1,314
法人税等の支払額	266	129
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,431	1,184
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	15,567	11,976
有価証券の売却による収入	0	384
有価証券の償還による収入	9,351	13,836
有形固定資産の取得による支出	200	636
無形固定資産の取得による支出	38	118
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,454	1,489

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	139	139
非支配株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	140	140
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,026	2,533
現金及び現金同等物の期首残高	89,400	75,373
現金及び現金同等物の期末残高	75,373	77,907

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役 役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	報告セグメント(百万円)			合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	クレジット カード業・信 用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	10,660	2,496	136	13,292	2	13,290
セグメント間の内部経常収益	66	75	0	143	143	
計	10,727	2,572	137	13,436	145	13,290
セグメント利益又は損失()	1,070	80	6	1,145		1,145
セグメント資産	835,526	5,972	780	842,279	2,401	839,877
セグメント負債	813,653	3,767	582	818,003	2,401	815,602
その他の項目						
減価償却費	570	43	5	619	5	614
資金運用収益	7,730	0	13	7,743	18	7,725
資金調達費用	88	23	4	116	18	98
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	177	57	3	238		238

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額 2,401百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額 2,401百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額 5百万円は、未実現損益に係る調整であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

	報告セグメント(百万円)			合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	クレジット カード業・信 用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	10,754	2,425	123	13,303		13,303
セグメント間の内部経常収益	63	75	0	139	139	
計	10,817	2,500	124	13,442	139	13,303
セグメント利益又は損失()	1,141	62	13	1,190		1,190
セグメント資産	824,749	5,558	761	831,070	2,117	828,952
セグメント負債	801,813	3,601	568	805,984	2,117	803,866
その他の項目						
減価償却費	498	40	4	543	4	538
資金運用収益	7,546	0	12	7,559	16	7,542
資金調達費用	89	22	4	117	16	100
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	708	46	0	754		754

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額 2,117百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額 2,117百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額 4百万円は、未実現損益に係る調整であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	862円71銭	891円63銭
1株当たり当期純利益	31円 5銭	30円98銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	24,275	25,086
純資産の部の合計額から控除 する金額	百万円	141	143
うち非支配株主持分	百万円	141	143
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	24,133	24,942
1株当たり純資産額の算定に用 いられた期末の普通株式の数	千株	27,974	27,973

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	868	866
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	868	866
普通株式の期中平均株式数	千株	27,974	27,973

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第157期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第158期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月20日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 五十嵐 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石坂 武嗣

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定の前提となる債務者区分の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸倒引当金の算定の前提となる債務者区分の判定 会社及び連結子会社（以下、「会社」という。）は福島県を中心とした営業エリアにおいて、幅広く法人・個人向けに融資業務等を展開しており、連結貸借対照表に記載されている通り、当連結会計年度末で582,314百万円（総資産の約69.3%）の貸出金及び5,575百万円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>会社は貸出金を含む与信残高の貸倒れによる損失のリスクに備えるため、連結財務諸表等の注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の「4 会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」、及び、「重要な会計上の見積り」の「1 貸倒引当金の算定における債務者区分の判定」に記載の通り、予め定めている資産の自己査定基準に基づき債務者区分を判定している。</p> <p>会社は貸倒引当金を算定するための前提となる債務者区分の判定に当たり、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査する内部統制を整備運用している。</p> <p>債務者区分の判定に際して、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っているが、これらのうち将来見込情報に基づいて判定された債務者区分は主観的な判断要素を含む可能性が高い。特にその中でも、現時点での業績は芳しくないが将来の業績改善を見込んでいる債務者に係る将来見込情報については、会社の想定した一定の仮定との整合性を勘案した最善の見積もりとなっているかを見極める必要があり、その債務者区分の判定の難易度は高い。</p> <p>更に、このような将来見込情報が債務者区分の判定に大きな影響を及ぼす債務者に関して、担保や保証により保全されていない金額が大きな場合には、破綻懸念先以下になるか否かの判定を誤ることで、多額の貸倒引当金の計上不足が生じる可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は会社の実施する資産の自己査定において、債務者に係る将来見込情報の依存度が高く、かつ担保や保証により保全されていない金額が大きな先に関する債務者区分の判定の合理性を監査上の主要な検討事項として決定した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して以下の通り対応した。</p> <p>(1)内部統制の評価 資産の自己査定に係る統制活動の有効性について、主に定性的要因を勘案した債務者区分の判定に焦点を当て、統制活動実施部署へ質問するとともに、回答の裏付けとなる関連文書を閲覧し、評価した。</p> <p>(2)定性的要因を勘案した債務者区分の判定に係る評価 現時点での業績は芳しくないが将来の業績改善を見込んでいる債務者で、かつ担保や保証により保全されていない金額が大きな債務者を抽出し、以下の手続を実施した。</p> <p>債務者の窮境要因を把握するために会社の審査部署に質問するとともに、回答により得られた窮境要因の内容を裏付けるため、債務者の試算表、決算書及びその他債務者の営業概況を示す情報が掲載された各種資料等を閲覧した。</p> <p>債務者の窮境要因に対する改善施策に関して、上記で入手した債務者の試算表、決算書及びその他債務者の営業概況を示す情報が掲載された各種資料を用いて足元までの実績の進捗状況を分析するとともに、当該改善施策における販売計画等の実現可能性について、債務者の属する業界の外部情報等との整合性も踏まえて検討した。</p> <p>債務者の窮境要因に対する改善施策に関して、債務者が将来の改善見通しが十分に見込まれないという代替的な仮定を置くことの要否について、上記の窮境要因の分析結果と照らし合わせて検討した。</p> <p>将来見込情報に関して、会社の想定した一定の仮定との整合性や、債務者の属する業界の外部情報等との整合性も踏まえた最善の見積もりとなっているか検討した。</p>

新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定を反映した貸倒引当金の算定

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は貸出金を含む与信残高の貸倒れによる損失のリスクに備えるため、連結財務諸表等の注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)の「4 会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通り、予め定めている資産の自己査定基準に基づき債務者区分を判定したうえで、償却・引当基準に則り債務者区分毎に貸倒引当金を算定しており、当連結会計年度末で5,575百万円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>また、会社は、連結財務諸表等の注記事項(重要な会計上の見積り)の「2 貸倒引当金の算定」に記載の通り、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について前連結会計年度において今後数年程度続くものと想定していた「一定の仮定」を、当連結会計年度においては、1年以内に解消するものとの想定に変更している。</p> <p>このような仮定の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による貸出金等への影響が大きい宿泊業等の特定業種に属する債務者については、予想損失率の算定にあたり必要な修正として、今後業績悪化の影響が予想されると仮定して債務者区分を下げた場合の影響を加味して貸倒引当金を算定しており、当連結会計年度末において貸倒引当金293百万円を追加計上している。</p> <p>当該「一定の仮定」の見直しについては、新型コロナウイルス感染症に関する様々な外部環境を踏まえた将来予測に基づくものであることから、その決定に当たっては会社の主観的な判断要素を含む可能性が高い。</p> <p>また、貸倒引当金の追加計上の対象とした宿泊業等の特定業種を抽出するための過程は複雑であるとともに、個々の債務者の営む事業の実態判断を伴う場合があることから、その決定に当たっては会社の主観的な判断要素を含む可能性がある。</p> <p>更に、貸倒引当金の追加計上の対象とした宿泊業等の特定業種に適用する予想損失率の決定については、客観性の高い過去実績に依存することが困難である中、会社が置いた「一定の仮定」とも整合した将来予測に基づいた必要な修正を実施するものである。従って、当該予想損失率は、会社の主観的な判断要素を含む可能性は高く、かつ新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があり、不確実性が高い。</p> <p>以上より当監査法人は会社が実施した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等に係る「一定の仮定」の見直し、及びそれを前提とした宿泊業等の特定業種に対する貸倒引当金の追加計上の合理性を監査上の主要な検討事項として決定した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して以下の通り対応した。</p> <p>(1)一定の仮定の妥当性 新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等に対して会社が置いた「一定の仮定」について、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する外部公表データとの整合性や当行の債務者に対する条件変更の実施状況及び倒産状況との整合性を検討し、過度に悲観的でも楽観的でもなく、明らかに不合理でないかを確かめた。</p> <p>(2)特定業種の範囲の妥当性 宿泊業等の特定業種の範囲の妥当性については、主に以下の手続を実施した。 業種別の新型コロナウイルス感染症の影響等に関する外部公表データとの整合性や条件変更の実施状況及び倒産状況との整合性を検討したうえで、会社が行った個々の債務者の営む事業の実態判断について関連する文書を閲覧し検討した。 宿泊業等の特定業種以外の業種で外部公表データにおいて一般的に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいとされている債務者や、新型コロナウイルス対応特別融資及び条件変更の実施割合が比較的高い業種について、貸倒引当金の算定における債務者区分の判定を通じて貸倒引当金の追加計上の対象外とすることの合理性について検討した。</p> <p>(3)適用する予想損失率の妥当性 宿泊業等の特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率の決定方針については、足元の業績悪化の状況、及び見直し後の当該「一定の仮定」との整合性を検討し、当行の債務者に対する条件変更の実施状況及び倒産状況等を踏まえて合理的な水準となっているか検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社福島銀行の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社福島銀行が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6月20日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 五十嵐 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第157期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定の前提となる債務者区分の判定
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定の前提となる債務者区分の判定）と同一内容であるため、記載を省略している。
新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定を反映した貸倒引当金の算定
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定を反映した貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年 2月 7日

株式会社福島銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康 彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。